

平成 23 年度 歳末たすけあい事業

歳末特別給食に 549食の申し込み

75歳以上のひとり暮らし高齢者世帯等を対象とした歳末特別給食サービスに、今年度は549食の申し込みがありました。

このサービスは、みなさんからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」を活用し、地域の誰もがあたたかいお正月をお迎えるため、毎年行っているものです。

今年も、12月30日(金)に社協の役職員等がお届けしますので、楽しみにお待ちください。



昨年の配食の様子

お弁当をお届けする時間は、おおむね次のとおりです。

○山崎支部	午前 9 時 30 分～12 時
○一宮支部	午後 1 時～午後 3 時
○波賀支部	午後 2 時～午後 3 時
○千種支部	午後 1 時 30 分～午後 3 時

生活福祉資金 教育支援資金

進学費用にお悩みのご家庭は、ご相談を!

生活福祉資金は、低所得者世帯等の経済的自立を目的とした、兵庫県社会福祉協議会が行う貸付制度で、県内の各市町社協が窓口となっています。

その中で「教育支援資金」は、高等学校や大学、専門学校への入学時に必要な費用や、在学中に必要な授業料等の費用を貸し付け、就学を支援する資金です。

来春の進学を控え、進学費用にお悩みのご家庭はご相談ください。

教育支援資金 Q & A

Q① どんな人が利用できますか？

A 学費の捻出が困難な低所得世帯の学生に、貸付けます。在学中の方も利用できます。
ただし、日本学生支援機構、国民生活金融機関等、母子寡婦福祉資金など他の融資・給付制度の利用が優先となります。

Q② 貸付の内容や限度額は？

A 貸付の内容は、右上の表のとおりです。

Q③ 貸付の利息は？

A 貸付利息は、無利子となっています。

Q④ 保証人は必要ですか？

A 保証人がなくても、利用できます。

Q⑤ 償還方法はどうなりますか？

A 卒業後、6か月の据え置き期間を経て、毎月償還していただきます。(償還期間：最長20年)

Q⑥ どうすれば利用できますか？

A まずは、社会福祉協議会にご相談ください。担当者が、制度の説明や、書類の記入などについてお手伝いします

Q⑦ 生活福祉資金には、「教育支援資金」以外にどんな貸付がありますか？

A 教育支援資金の他に、右下の表のとおり、「福祉資金」「総合支援資金」があります。

●教育支援資金の内容

就学支度費 貸付限度額： 50万円以内	入学時に必要な費用 ・入学金・制服等の購入費用 ・下宿・寮等の入居費用 等
教育支援費 貸付限度額： 高校 3.5 万円 / 月 短大、高等専門学校 6 万円 / 月 大学 6.5 万円 / 月	高校、大学等の在学中に必要な費用 ・授業料、教材費 ・修学旅行積立金 ・通学定期代 ・毎月の下宿代、寮費 等

●その他の生活福祉資金

資金種類	内容・目的等
福祉資金	経済的な理由や、障がいなどの生活課題を抱えている世帯に対し、一時的に必要な費用の貸し付けを行います。
総合支援資金	生計中心者の失業などにより生計の維持が困難となった世帯に対し、生活再建を行う間の生活費など必要な費用の貸し付けを行います。

お問合せ
ご相談は

宍粟市社会福祉協議会
☎ 72-8787